

建築物のさらなるバリアフリー化に向けた取組

建築物のさらなるバリアフリー化に向けた取組の方向性

大阪府福祉のまちづくり条例

- 全ての人が自らの意志と責任によって、自分らしい生き方や幸せを追求することができる「自立支援型福祉社会」の実現に向けて、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進
- バリアフリー法の委任条例として、きめ細やかな規制誘導により建築物のバリアフリー化を促進
- 「望ましい基準」を規定した条例ガイドラインの普及

大阪・関西万博開催に向けた取組(建築物関連)

1. ホテル・旅館のバリアフリー化の促進【R2.3条例改正】

- 一般客室に適用するバリアフリー基準の新設
- 車椅子使用者用客室への基準の追加

2. 条例ガイドラインの改訂【R5.5】

- 小規模店舗などを整備する際の望ましい基準等を規定
- ガイドライン解説動画等を通じた普及

3. バリアフリー情報の発信

- ホテル・旅館のバリアフリー情報公表制度【R2.9～】
- バリアフリースイッチマップの公表・充実化【R4～】



大阪府バリアフリースイッチマップ

大阪・関西万博におけるユニバーサルデザイン

■ 施設整備ユニバーサルデザインガイドライン

- 大阪・関西万博を訪れるすべての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの実現に向けて、会場の施設整備に関する共通指標となる、多様な基準を記載

■ 設計・計画段階での当事者参画

- ユニバーサルデザインワークショップを開催し、会場内の施設整備に対して積極的に当事者の意見を反映



取組の方向性 ～2025大阪・関西万博以降の取組～

- 大阪で暮らす方、訪れる方など全ての人が安全かつ快適に過ごせるバリアフリー都市・大阪の実現を目指し、多くの方が利用する建築物などまちのバリアフリー化に向けた取組を展開・強化

① バリアフリー水準の底上げ

- 条例改正による建築物バリアフリー基準の見直し (R8年4月施行予定)

<基準(案)>

※新築等の際に基準への適合を義務付け

○トイレのバリアフリー化の促進

- トイレ内への火災の発生を報知するフラッシュライトの設置を義務化(延床面積10,000㎡以上)
- 大人用介護ベッドの設置を要する施設の拡大(延床面積10,000㎡以上→5,000㎡超)
- 大規模な建築物において大人用介護ベッド複数設置を義務化
- 大人用介護ベッドの長さに係る基準の見直し(120cm以上→150cm以上)
- 大人用介護ベッドを設置した場合に案内設備への表示を義務付け

○小規模店舗のバリアフリー化の促進

- 道等から利用居室までの経路等のバリアフリー化を促進するため、義務化の対象となる施設の拡大(延床面積200㎡以上→100㎡以上)

○共同住宅(駐車場)のバリアフリー化の促進

- 駐車台数の多い大規模な共同住宅において幅の広い駐車区画(幅3.5m以上)の整備を義務化(総駐車区画100区画ごとに1区画以上)

- 既存ストックの改修促進

・既存ホテル・旅館のバリアフリー改修等への補助制度創設(R7年8月～)

② より高水準なバリアフリー化への誘導

- ガイドラインの見直し・充実化、普及啓発

- ・大阪・関西万博での施設整備ユニバーサルデザインガイドライン等の検証と反映
- ・設計・計画段階での当事者参画を取り入れた事例の追加
- ・既存施設の改修を後押しするため、改修のポイントや事例を追加



③ バリアフリー情報の発信強化

- 利用者の利便性向上に資する情報発信

- ・ホテル・旅館のバリアフリー情報発信の促進
- ・おおさかバリアフリースイッチマップの周知
- ・ユニバーサルデザインマップ《施設のバリアフリー情報ポータルサイト》の構築・公表(R7年度内)

○ 令和7年度の審議会及び部会では、ガイドラインの改訂に向けた議論を予定

■スケジュール(予定)

